

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 2023年 6月 日																					
愛知県知事 殿 提出者 住 所 高浜市田戸町2丁目2-44 氏 名 三州野安株式会社 代表取締役 野口 安則 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-52-1148																					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																					
事業場の名称	三州野安株式会社 碧海工場																				
事業場の所在地	愛知県 高浜市 碧海町 5丁目3番地15																				
計画期間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日																				
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																					
① 事業の種類	E製造業 21窯業・土石製品製造業																				
② 事業の規模	901百万円																				
③ 従業員数	68人																				
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生内容</th> <th>種類</th> <th>中間処理</th> <th>最終</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不良瓦</td> <td>→ 瓦くず</td> <td>→ 破砕</td> <td>→ 再生利用</td> </tr> <tr> <td>設備の油交換</td> <td>→ 廃油</td> <td>→ 焼却</td> <td>→ 再生利用</td> </tr> <tr> <td>設備の改修</td> <td>→ 廃プラ</td> <td>→ 破砕・圧縮</td> <td>→ 再生利用 埋め立て</td> </tr> <tr> <td>清掃</td> <td>→ ガラス陶磁器くず</td> <td>→ 破砕</td> <td>→ 埋め立て</td> </tr> </tbody> </table>	発生内容	種類	中間処理	最終	不良瓦	→ 瓦くず	→ 破砕	→ 再生利用	設備の油交換	→ 廃油	→ 焼却	→ 再生利用	設備の改修	→ 廃プラ	→ 破砕・圧縮	→ 再生利用 埋め立て	清掃	→ ガラス陶磁器くず	→ 破砕	→ 埋め立て
発生内容	種類	中間処理	最終																		
不良瓦	→ 瓦くず	→ 破砕	→ 再生利用																		
設備の油交換	→ 廃油	→ 焼却	→ 再生利用																		
設備の改修	→ 廃プラ	→ 破砕・圧縮	→ 再生利用 埋め立て																		
清掃	→ ガラス陶磁器くず	→ 破砕	→ 埋め立て																		

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図)								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
① 現 状	【前年度 (2022年度) 実績】 3, 8 2 9 t							
	産業廃棄物の種類	瓦くず	木くず	がれき	廃プラ	ガラス陶磁器くず	廃油	混合廃棄物
	排 出 量	3, 630 t	97t	0t	23t	56t	0t	23t
(これまでに実施した取組) ・瓦くずが全体の90%以上を占めています。そのため、歩留向上に努めている。 ・廃棄瓦を少なくするため、小さなキズ等の不良品を採取し、三角形にカットして、屋根の谷部、隅部、棟部などに使用できる商品を拡販する。								
② 計 画	【目標】 3, 4 2 0 t							
	産業廃棄物の種類	瓦くず	木くず	がれき	廃プラ	ガラス陶磁器くず	廃油	混合廃棄物
	排 出 量	3, 250 t	70t	0t	30t	50t	0t	20t
(今後実施する予定の取組) ・瓦くずが全体の90%以上を占めています。そのため、歩留向上に努める。 ・歩留低下の要因として、ライトラブルが多発。設備メンテを重点に行っていく。 ・廃棄瓦を少なくするため、小さなキズ等の不良品を採取し、三角形にカットして、屋根の谷部、隅部、棟部などに使用できる商品を拡販する。								
産業廃棄物の分別に関する事項								
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内の清掃作業にて発生した掃きゴミを混合廃棄物ではなく、土石、がれきとして分別している。 現場作業員の生活系廃棄物(生ごみ、紙類、作業着など)は、徹底した分別を行い、産業(混合)廃棄物として処分しないように注意している。							
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工場内の清掃作業にて発生した掃きゴミを混合廃棄物ではなく、土石、がれきとして分別をさらに推進する。 現場作業員の生活系廃棄物(生ごみ、紙類、作業着など)は、徹底した分別を行い、産業(混合)廃棄物として処分しないように注意していく。							

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
③ 計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
① 現状	【前年度（2022年度）実績】 3,829t								
	産業廃棄物の種類	瓦くず	木くず	がれき	廃プラ	ガラス陶器くず	廃油	混合廃棄物	
	全処理委託量	3,630t	97t	0t	23t	56t	0t	23t	
	優良認定処理業者への処理委託量							t	
	再生利用業者への処理委託量	3,630t	97t		23t		0t	t	
	認定熱回収業者への処理委託量							t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							t	
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・瓦くずが全体の90%以上を占めています。そのため、歩留向上に努めている。 ・ライトワブルが多発し、それに伴い、瓦くずの増加になった。 ・廃棄瓦を少なくするため、小さなキズ等の不良品を採取し、三角形にカットして、屋根の谷部、隅部、棟部などに使用できる商品を拡販する。 ・分別や、ライトワブル対策などで、設備改善したことで、瓦くず以外全体的に改善傾向でしたが、置場や工場内（未使用の工場）の整理などによって、増えてしまいました。 								

② 計画	【目標】 3,420t							
	産業廃棄物の種類	瓦くず	木くず	がれき	廃プラ	ガラス 陶器くず	廃油	混合 廃棄物
	全処理委託量	3,250 t	70t	0t	30t	50t	0t	20t
	優良認定処理業者への 処理委託量							
	再生利用業者への 処理委託量	3,250 t	70t		30t		0t	
	認定熱回収業者への 処理委託量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量							
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瓦くずが全体の90%以上を占めています。そのため、歩留向上に努める。 ・歩留低下の要因として、ライトラブルが多発。設備メンテを重点に行っていく。 ・新商品を計画しているため、初期の歩留低下による、瓦くずの増加になる可能性があるが、出来るだけ最小限になるように努める。 ・廃棄瓦を少なくするため、小さなキズ等の不良品を採取し、三角形にカットして、屋根の谷部、隅部、棟部などに使用できる商品を拡販する。 ・置き場や工場内（未使用の工場）の整理が残っているが、がれき類や廃プラ、混合廃棄物等の削減に努めたいと思います。 								
※事務 処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。